

東松島市告示第99号

東松島市人事行政の運営等の状況について

このことについて、東松島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第170号)の規定により、次のとおり公表する。

令和4年11月1日

東松島市長 渥美 巖

※ 特に注釈のない場合、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの状況です。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

1-1 職員の任免について

ア 採用の状況(令和3年度試験)

区分		上級	中級	初級	任期付	合計
行政職	事務・技術			4人	4人	8人
労務職	調理士・用務員					0人
合計		0人	0人	4人	4人	8人

イ 退職者数の状況(令和3年度中)

区分		定年	勸奨	死亡	自己都合	その他	合計
行政職	事務・技術	7人	1人		3人	7人	18人
労務職	調理士・用務員						0人
合計		7人	1人	0人	3人	7人	18人

ウ 再任用の状況(令和4年4月1日現在)

再任用制度は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4及び第28条の5の規定により、高齢職員の知識、経験を活用することなどを目的として実施するものであり、再任用を希望する退職職員を選考による能力実証を経て任用しています。

任用形態は、一般職員と同様の時間での勤務となる常時勤務職員と一般職員より短い時間での勤務となる短時間勤務職員があります。

区分		常時勤務職員	短時間勤務職員	合計
行政職	事務・技術	18人	3人	21人
労務職	調理士・用務員	2人		2人
合計		20人	3人	23人

(注)1 行政職とは労務職を除いた職員です。

(注)2 労務職とは主に保育所調理士や学校用務員などです。

エ フルタイム会計年度任用職員の状況(令和4年4月1日現在)

会計年度任用職員は、法第22条の2第1項の規定に基づき1会計年度を超えない範囲内でおかれる非常勤の職であり、選考により任用しています。任用形態は、一般職員と同様に週38時間45分の勤務となる職員(フルタイム)と一般職員より短い時間での勤務となる職員(パートタイム)があります。

本報告では、東松島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定によりフルタイムの会計年度任用職員について記載します。

区分		1級
代表的な職種	保育士	20人
合計		20人

1-2部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

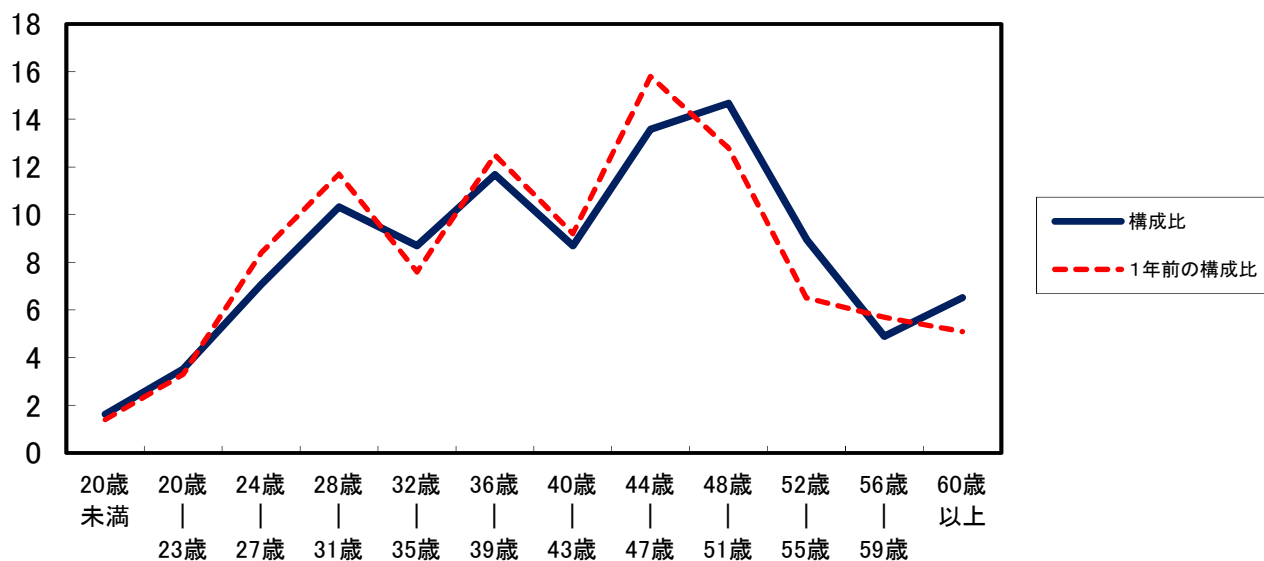
区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
			令和3年	令和4年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	5人	4人	▲ 1人	組織改編に伴う減	
		総 務	88人	90人	2人	企画部門の業務増	
		税 務	15人	16人	1人	組織改編に伴う増	
		民 生	83人	88人	5人	保育所の業務増	
		衛 生	25人	26人	1人	新型コロナウイルス感染症対策の業務増	
		農林水産	23人	20人	▲ 3人	組織改編に伴う減	
		商 工	10人	10人	0人		
		土 木	45人	45人	0人		
	計	294人	299人	5人	＜参考＞（令和4年） 人口1万人当たり職員数 76.47 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 74.95 人)		
	教 育 部 門		46人	42人	▲ 4人	組織改編による減（市立幼稚園閉園）	
	消 防 部 門						
	小 計		340人	341人	1人	＜参考＞（令和4年） 人口1万人当たり職員数 87.21 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 94.50 人)	
公 会 営 計 企 業 部 門 等	下 水 道		10人	10人	0人		
	国保・介護・後期 高齢者		18人	18人	0人		
	小 計		28人	28人	0人		
合 計			368人	369人	1人	＜参考＞（令和4年） 人口1万人当たり職員数 94.38 人	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者や一部の派遣職員を含み、臨時・非常勤職員や短時間勤務職員を除いています。

(注)2 []内は、条例定数の合計です。

1－3年 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）

(%)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	6人	13人	26人	38人	32人	43人	32人	50人	54人	33人	18人	24人	369人

1－4 職員派遣の状況について

東松島市では他の地方公共団体等と人事の交流を行っています。

派遣している職員

区分	派遣先	人数	内容	派遣期間
令和3年度	宮城県後期高齢者医療広域連合	1	派遣	4月～3月
	宮城県（産業立地推進課・財政課）	2	派遣	4月～3月
	内閣府地方創生推進事務局	1	派遣	4月～3月
	国土交通省東北地方整備局	1	割愛	4月～3月
	宮城県市町村自治振興センター	1	派遣	4月～3月
令和4年度	宮城県後期高齢者医療広域連合	1	派遣	4月～3月
	宮城県（産業立地推進課・市町村課）	2	派遣	4月～3月
	内閣府地方創生推進事務局	1	派遣	4月～3月
	国土交通省東北地方整備局	1	割愛	4月～3月
	環境省水・大気環境局	1	割愛	4月～3月
	宮城県市町村自治振興センター	1	派遣	4月～3月

2 職員の給与の状況

【職員給与の状況】

市職員の給与は、国や県、ほかの地方公共団体との均衡を考慮しながら、議会の議決を経て、条例により決定されています。

【定員管理の状況】

市では、合併後、集中改革プランに基づき職員数の削減を行ってきましたが、東日本大震災による膨大な復旧復興業務に当たるため定員適正化計画を一時的に凍結し、他自治体からの自治法派遣職員や任期付職員の採用など復興に向けて職員を増員し、復興完結に向けて邁進してきました。

震災から10年を経過し、令和3年度以降は職員人件費に係る国の財源措置（震災復興特別交付税）の大幅な減額がなされており、将来にわたって持続可能な組織体制を構築し、効率・効果的な行政運営をしていくため、令和3年3月に定員適正化計画を策定しました。

震災復興事業は令和2年度でハード事業を中心として概ね完了しましたが、引き続き、被災された方々の心の復興事業や被災跡地の活用事業等を継続していく必要があることから、令和3年度から当面の間は市の所管事業に必要な職員数を373人とし、今後も質の高い行政サービスの提供に努めていきます。

定員適正化計画の進捗状況及び復興に向けた人員確保の状況（4月1日現在）

区 分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
定員適正化計画 値	人 -	人 -	人 -	人 373	人 373
市職員 (実数)	人 392	人 388	人 389	人 368	人 369
自治法 派遣	人 49	人 39	人 19	人 2	人 0
職員数 (計)	人 441	人 427	人 408	人 370	人 369

(注)1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者や一部の派遣職員を含み、臨時・非常勤職員や短時間勤務職員を除いています。

2-1 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和3年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和2年度の 人件費率
3年度	人 39,097	千円 25,065,273	千円 975,933	千円 3,233,538	% 12.9	% 8.6

(注)1 普通会計には、公営企業職員（下水道）にかかる経費は含みません。

2-2 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
3年度 (正職員・ 再任用職 員)	人 340	千円 1,126,542	千円 251,648	千円 464,977	千円 1,843,167	千円 5,421
3年度 (フルタイ ム会計年 度任用職 員)	人 20	千円 41,366	千円 1,086	千円 8,458	千円 50,910	千円 2,546

(注)1 職員手当には退職手当を含みません。

(注)2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数です。

2-3 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
正職員・再任用職員	43.0 歳	302,967 円	372,390 円	325,178 円
フルタイム会計年度任用職員	45.5 歳	185,655 円	189,015 円	185,655 円
宮城県	42.1 歳	317,441 円	434,314 円	353,417 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東松島市	48.5 歳	248,000 円	270,558 円	258,200 円
宮城県	53.0 歳	310,391 円	359,500 円	330,196 円

(注)1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

(注)2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当、通勤手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

2-4 職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

区 分		東松島市	宮城県	国
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	189,600 円	182,200 円
	高 校 卒	150,600 円	155,700 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	147,900 円	153,300 円	147,900 円
	中 学 卒	132,300 円	140,400 円	—

2-5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和4年4月1日現在)

区 分		経験年数7年～10年未満	経験年数10年～15年未満	経験年数15年～20年未満
一般行政職	大 学 卒	241,200 円	268,412 円	308,100 円
	高 校 卒	207,864 円	238,222 円	276,425 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

2-6 一般行政職の級別職員数等の状況(令和4年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容および代表的な職種		職員数	構成比
7 級	部長及び会計管理者の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	部長、会計管理者、議会事務局長	10 人	3.9 %
6 級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	課長	23 人	8.9 %
5 級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	課長補佐	24 人	9.3 %
4 級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	係長、主幹、技術主幹	60 人	23.4 %
3 級	主任の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	主任、技術主任	45 人	17.5 %
2 級	知識又は経験を必要とする業務を行う職務	主査、技術主査	47 人	18.3 %
1 級	定型的な業務を行う職務	主事、技師	48 人	18.7 %

(注) 東松島市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2-7 期末手当・勤勉手当

東松島市	宮城県	国
1人当たり平均支給額(3年度) 1,354 千円	1人当たり平均支給額(3年度) 1,647 千円	—
(3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.35) 月分 (0.90) 月分	(3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注)1 ()内は再任用職員に係る支給割合です。

(注)2 会計年度任用職員は期末手当のみの支給です(支給率は正職員と同様)。

2-8 退職手当(令和4年4月1日現在)

東松島市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.7090 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額(正職員) 22,031 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.7090 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(3%～45%加算)

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。

2-9 地域手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)		1,943 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		176 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	2 人	20 %
宮城県仙台市・富谷市	6 %	6 人	6 %

2-10 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

支 給 実 績 (令 和 3 年 度 決 算)			28 千 円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)			1 千 円	
手当の種類(手当数)			1 種類	
手当名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記に対する支給単価
感染症対策手当	新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に接して行う作業に従事した職員	感染症対策業務	28 千 円	1日につき1,000円

2-11 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	154,777 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	462 千円
支給実績(令和2年度決算)	120,432 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	336 千円

2-12 その他の手当(令和4年4月1日現在)

手 当 名	国の制度との 異同	異なる 内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	同	—	36,764 千円	245 千円
管理職手当	同	—	21,480 千円	565 千円
通勤手当	同	—	21,286 千円	73 千円
住居手当	同	—	20,262 千円	281 千円
単身赴任手当	同	—	— 千円	— 千円
宿日直手当	同	—	— 千円	— 千円
休日勤務手当	同	—	— 千円	— 千円
夜間勤務手当	同	—	— 千円	— 千円
災害派遣手当	同	—	— 千円	— 千円

(注) 1人当たり平均支給年額欄は、対象となる職員が3人未満の場合、記載を省略しています。

2-13 特別職の報酬等の状況

区 分	給料月額等	期末手当支給割合 (令和3年度)	退職手当	
			(算定方式)	(1期の手当額)
市 長	891,000円	3.35月	$891,000円 \times 在職月数 \times 0.44$	18,817,920円
副 市 長	707,000円	3.35月	$707,000円 \times 在職月数 \times 0.26$	8,823,360円
教 育 長	600,000円	3.35月	$600,000円 \times 在職月数 \times 0.21$	4,536,000円
議 長	422,000円	3.35月	—	—
副 議 長	372,000円	3.35月	—	—
議 員	348,000円	3.35月	—	—

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(市長及び副市長は4年=48月、教育長は3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

3-1 勤務時間の状況について

区分	勤務時間等
勤務日 ※本庁舎及び鳴瀬庁舎勤務の場合	毎週月曜日から金曜日までの週5日間 (国民の祝日及び12月29日～1月3日を除く)
1日の正規の勤務時間	午前8時30分～午後5時15分 休憩時間: 正午から60分間
1週間当たりの勤務時間	1日7時間45分×5日間＝38時間45分
時差出勤制度	6:00～21:00の間で9パターンを設定し、7時間45分の勤務を行う。

3-2 年次有給休暇の状況について(令和3年1月1日～令和3年12月31日)

総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	対象職員数 (c)	平均取得日数 (b)÷(c)	消化率 (b)÷(a)
13,403.4 日	3,800.4 日	359人	10.6 日	28.4 %

(注)期間中に退職・育児休業・休職がある職員・会計年度任用職員を除きます。

3-3 病気休暇の状況について

区分	外科	内科	その他	合計
職員数(人)	5 人	13 人	8 人	26 人
病休日数	114 日	201 日	607 日	922 日
平均取得日数	22.8 日	15.5 日	75.9 日	35.5 日

3-4 その他の休暇制度及び育児休業制度の概要について(令和3年1月1日～令和3年12月31日)

区分		付与日数等	取得人数
特別休暇 (有給)	選挙権その他の公民権を行使する場合	必要と認められる期間	
	証人等として国会等に出頭する場合	必要と認められる期間	
	骨髄移植のための骨髄液を提供する場合	必要と認められる期間	
	ボランティア活動に参加する場合	1の年のうち5日間以内	
	結婚する場合	連続する7日以内(週休日含む)	4人
	妊娠に起因する障害(つわり)により業務困難な場合	10日以内で必要と認められる期間	2人
	妊娠中の通勤混雑緩和	1日1時間又は1日2回それぞれ30分	
	妊娠中の健康保持のための休息または捕食	必要と認められる期間	
	母子保健法による保健指導、健康診査を受ける場合	必要と認められる期間	3人
	妊娠12週間未満で流産をした場合	10日以内で必要と認められる期間	
	産前休暇	出産予定日まで6週間	8人
	産後休暇	出産日の翌日から8週間	7人
	1歳未満児の保育を行う場合	1日2回それぞれ30分以内	1人
	生理日において業務困難な場合	2日以内	
	妻の出産休暇(出産予定日14日以内から出産後14日)	2日以内で必要と認められる期間	4人
	育児参加をする場合	5日間以内	4人
	乳幼児の健康診査、予防接種等の介助をする場合	必要と認められる期間	13人
	小学校就学前の子の看護をする場合	1の年のうち5日間以内	13人
	要介護者の介護その他の世話を行う場合	1の年のうち5日間以内	0人
	親族が死亡した場合	配偶者10日、父母7日、子5日など	52人
	父母・配偶者・子の追悼をする場合	1日以内	
	夏季における心身健康維持増進等をする場合	6月から10月の期間内において5日以内	360人
	災害、交通機関等の事故時により勤務することができない場合	必要と認められる期間	153人
	結核性疾患により勤務軽減を図る場合	必要と認められる期間	
	職務の遂行に必要な資格試験又は昇任試験を受ける場合	必要と認められる期間	
	国、県、市町村その他公共団体からの表彰を受ける場合	必要と認められる期間	
	公共団体主催の運動競技会へ選手または役員として参加する場合	必要と認められる期間	
	職務に関連があると認められる海外視察及び海外派遣団に参加する場合	必要と認められる期間	
	その他、任命権者が特に必要と認めた場合	必要と認められる期間	
介護休暇	要介護者を介護する場合(無給)	6ヶ月以内	
育児休業	3歳未満の子を育児する場合(無給)	3歳に達するまでの必要な期間	11人
育児部分休業	小学校就学前の子を養育する場合(無給)	1日2時間以内	10人
育児短時間勤務	小学校就学前の子を養育する場合(勤務しない時間は無給)	4種類の勤務形態から選択 (週19時間25分)(週19時間35分) (週23時間15分)(週24時間35分)	2人

(注)会計年度任用職員を除きます。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

4-1 分限処分について

分限処分とは、勤務実績不良の場合や心身の故障の場合、またはその職に必要な適格性を欠く場合において、公務能率の維持並びに適正な行政運営の確保を図るために行われる処分です。

区分	処分の種類				
処分の具体的な理由	免職	降任	休職	降給	合計
勤務成績がよくない場合					0人
心身の故障の場合			3人		3人
職に必要な適格性を欠く場合					0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					0人
刑事事件に関し起訴された場合					0人
条例で定める事由による場合					0人

4-2 懲戒処分について

懲戒処分とは、法令に違反した場合、職務上の義務に違反し、もしくは職務を怠った場合、または全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合において、職場の秩序を維持し、回復を図るために行われる処分です。

区分	処分の種類				
処分の具体的な理由	免職	停職	減給	戒告	合計
一般服務違反関係					0人
公金公用物等取扱関係					0人
公務外非行行為					0人
交通事故・交通法規違反関係					0人
監督責任関係					0人

5 職員の服務の状況

法第30条の規定により、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し職務の遂行に当たっては、全力を挙げて専念しなければならないとされています。

ただし、職務に専念する義務は、次の場合に限り免除されます。

ア 研修を受ける場合

イ 厚生に関する計画の実施に参加する場合

ウ その他、任命権者が認めた場合

6 職員研修及び勤務成績の評定の状況

6-1 研修実績について

研修区分		主な研修	件数または回数	参加人数
研修所研修	階層別研修	新規採用職員研修、一般職員研修、監督者研修、管理者研修	7講座	59人
	専門研修	条例規則作成研修、会計学基礎研修、研修担当職員研修など	9講座	12人
各種団体主催研修		共済組合主催管理・監督者メンタルヘルス講座、共済組合・ライフプランセミナー、共済組合・心と体の健康セミナー、2市1町管理職研修など	10講座	65人
職場研修	講演会等	全職員を対象に市民協働などに関する研修の開催	23回	576人
派遣研修	長期派遣	県及び広域行政事務組合への派遣	—	—
	短期派遣	市町村職員中央研修所、自治大学校への派遣など	3回	7人

6-2 勤務成績の評定の状況について

評定の時期	評定結果	職種		合計
		行政職	労務職	
令和4年1月1日	極めて良好			0人
	特に良好	67人		67人
	優良	69人	1人	70人
	良好	187人	7人	194人
	やや良好でない	2人		2人
	良好でない			0人
	極めて良好でない			0人
合計		325人	8人	333人

(注) 1 行政職は55歳、労務職は57歳を超えると昇給抑制の措置があります。

2 育児休業の取得職員などを除いています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

7-1 健康の保持増進について

(1) 健康管理対策

定期健康診断等を実施するとともに、その結果を有効に活用していくために次の事業を実施しています。

ア 定期健康診断

項目	対象者	対象人数	受診者数	受診率
一般定期健康診断	36歳未満の全職員	281人	274人	97.5%
結核健診	36歳未満の全職員	281人	270人	96.1%
事後指導会	定期健康診断受診結果により対象職員抽出	35人	10人	28.6%
人間ドック	36歳以上の全職員	269人	268人	99.6%

※派遣職員については、派遣元において受診する場合は対象者に含みません。

※フルタイム会計年度職員を含みます。

イ がん検診

項目	対象者	対象人数	受診者数	受診率
大腸がん健診	36歳未満の全職員	269人	264人	98.1%

(2) メンタルヘルス対策

職員のストレス要因の増加に伴うメンタルヘルス対策として、メンタルヘルスに関する理解と知識の普及、職員の状態に応じた適切な指導のために次の事業を実施しています。

ア メンタルヘルス研修会

管理監督者向け及び一般職員向けメンタルヘルス研修への積極的な参加。

イ メンタルヘルス相談

共済組合メンタルヘルス電話相談窓口を設置。

ウ ストレスチェック検査の実施

職員福利厚生事業の一環として、全職員を対象にストレスチェックを実施。

7-2 安全管理について

衛生管理者や安全衛生推進者による職場ごとの安全管理を推進しています。なお、令和3年度における公務災害・通勤災害の認定件数は次のとおりです。

加入団体	発生件数	認定件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金宮城県支部	6 件	6 件	落下による頭部負傷 等

7-3 職員互助会組織の設置について

職員の相互扶助による福祉の増進のために条例等に基づいて職員互助組織を設置し、職員の健康増進や元気回復、職員間の親睦を図っています。また、フラワーストリートの植栽事業やクリーン作戦運動にも積極的に参加しています。互助会はすべて正職員からの会費で運営しています(公費支出なし)。

ア 職員互助会組織の概要

項目	概要
名称	東松島市職員互助会
会員数	377人(令和4年4月1日現在)
総事業費	8,900千円

イ 職員福利厚生事業

項目	概要
健康増進事業	スポーツ等活動助成金
元気回復事業	レクリエーション事業費、健康増進センター(ゆふと)利用助成金

ウ 慶弔時の給付

項目	概要
祝金	結婚祝金、出産祝金、永年勤続祝金
弔慰金	弔慰金
その他	退会給付金、病氣見舞金、災害見舞金

7-4 利益の保護の状況について

ア 職員の勤務条件に関する措置要求の状況	0件
イ 職員に対する不利益処分に関する不服申立ての状況	0件
ウ 職員の苦情相談	0件

(注) 公平委員会の事務を委託している宮城県人事委員会からの報告です。

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)の施行に伴い、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保するための所要の措置を講ずる必要があることから、東松島市職員の退職管理に関する規則(平成28年東松島市規則第5号)を定めました。規則では、退職前に一定以上の職にあったものの再就職先等を公表することとなっています。

- ・本年度は再就職状況の公表基準に該当するものはありませんでした。

9 公営企業職員の状況

9-1 人件費の状況(下水道事業)

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職 員 給 与 費 B	総費用に占める職員給与 与 費 比 率 B/A
3年度	千円 1,967,620	千円 372,783	千円 35,758	% 1.8

(注)1 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含みません。

区 分	職 員 数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
3年度	人 11	千円 37,454	千円 5,437	千円 14,603	千円 57,494	千円 5,227

(注)1 職員手当には退職手当を含みません。

(注)2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数です。

9-2 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
公営企業職員	46.4 歳	293,510 円	340,002 円	312,510 円
一般職	43.0 歳	302,967 円	372,390 円	325,178 円

9-3 期末手当・勤勉手当

公営企業会計職員
1人当たり平均支給額(3年度)
1,295 千円
(3年度支給割合)
一般職と同じ
(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置 一般職と同じ

9-4 退職手当(令和4年4月1日現在)

自己都合・勸奨・定年 一般職と同様の支給率

9-5 地域手当(令和4年4月1日現在)

令和3年度 支給実績なし

9-6 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

令和3年度 支給実績なし

9-7 時間外勤務手当

支 給 実 績 (令 和 3 年 度 決 算)	2,426 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	242 千円
支 給 実 績 (令 和 2 年 度 決 算)	1,177 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	294 千円

9-8 その他の手当(令和4年4月1日現在)

手 当 名	国の制度との 異同	異なる 内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	同	—	1,176 千円	235千 千円
管理職手当	同	—	528 千円	*** 千円
通勤手当	同	—	972 千円	88千 千円
住居手当	同	—	336 千円	*** 千円
単身赴任手当	同	—	- 千円	- 千円
宿日直手当	同	—	- 千円	- 千円
休日勤務手当	同	—	- 千円	- 千円
夜間勤務手当	同	—	- 千円	- 千円
災害派遣手当	同	—	- 千円	- 千円

(注) 1人当たり平均支給年額欄は、対象となる職員が3人未満の場合、記載を省略しています。